

報告の成果と課題 2012年10月27日

スポーツ放送とEU法

Television broadcasting of Sport events and EU law

～サッカー試合放送権をめぐる2つのEU判例を題材として～

-The recent cases concerning broadcasting right for football games-

上田 廣美 (亜細亜大学)

人気の高いプロ・スポーツは競技団体に巨額の富をもたらし、その収入源は放送権の高額ライセンス料によるとされる。2011年にはこうしたサッカー試合放送権をめぐる判決が欧州司法裁判所(以下、FAPL事件)¹と欧州一般裁判所(以下、FIFA事件)²から示された。これらは、いずれも国境を越える放送を通じて、知的財産保護とEU法(サービス提供の自由・競争法)の関係ならびホームステート・コントロール(放送では発信国主義)の原則と著作権の保護の関係につき、あらためていくつかの問題点を浮き彫りにしている。本報告の成果は、EU法上の一般的利益と知的財産の対立構造、ならびに発信国主義の弊害というふたつの大きな問題点の存在を確認したことである。

知的財産の保護は、EU判例において基本的自由・競争の制限の正当化事由として認容されてきた。FAPL事件は、「EU法上の自由移動」対「知的財産の保護・一般的利益」という伝統的対立構造であった。これに対しFIFA事件では、知財権利者が「経済的自由とEU法上の自由移動」を主張して、「構成国の裁量権と一般的利益」に対立するものであり、この場合の一般的利益とは、表現の自由の一部である情報アクセス権(droit à l'information)と解され、それが、経済的自由あるいは所有権・財産権と対立する構造をとることが明らかになった。

また、国境を越える放送に関するEU指令(AVMS指令³)では放送事業者に対する構成国の管轄(準拠法)を明確にするため、「発信国主義(ホームステート・コントロール)」をとり(同指令2条)、受信・再受信の自由(同指令3条)を標榜する。しかし、ベルヌ条約5条2項では受信国主義をとるため、こうした発信国主義、すなわちホームステート・コントロールの原則は、ハーモナイズの存在(または目標)を前提とするEU域内市場であるがゆえ可能であることが確認された。

2012年11月現在、FIFA事件は欧州司法裁判所に上訴中である。今後の課題としては、判決後さらに検討を行い、放送サービスにおける知的財産の保護とサービスの自由移動、あるいは発信国主義といったEU法の本質的な部分とのかかわりを明らかにしたい。

¹ C-403/08 (FAPL v. QC Leisure) ; C-429/08 (Karen Murphy v. MPS Ltd.)

² T-385/07 (FIFA, Belgique) , C-204/11P ; T-68/08 (FIFA, UK), C-205/11P ; T-55/08 (UEFA, UK) [2011], C-201/11P.

³ Audiovisual Media Service Directive, 2010/13/EU.